

船橋市一般競争入札【総合評価型】に関するガイドライン

令和7年4月

船 橋 市

目 次

1. 総合評価型の概要及び意義
2. 総合評価型のタイプ
3. 標準的な実施手順
4. 落札者決定基準
5. 施工計画等の提出
6. 施工計画等の審査
7. 学識経験者への意見聴取
8. 評価方法
9. 落札候補者への施工計画調査
10. 契約後の措置
11. その他

1. 総合評価型の概要及び意義

平成17年4月1日に施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律』では、「公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保の促進を図る」とされている。

公共工事の品質を確保する主な取り組みとして、総合評価型を適用することが挙げられる。総合評価型を適用することによって、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、品質の確保が図られ、また、工事目的物の性能及び機能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られ、以って、将来にわたって市民に利益がもたらされるほか、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることが期待される。

この『船橋市一般競争入札【総合評価型】に関するガイドライン』（以下「本ガイドライン」という。）は、本市が総合評価型を実施するにあたり、その実施方針や評価方法などについて取りまとめたものである。

2. 総合評価型のタイプ

(1) 施工計画評価タイプⅠ類

2つのテーマに基づく施工計画を記述した資料に加え、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 施工計画評価タイプⅡ類及び施工計画評価タイプⅢ類

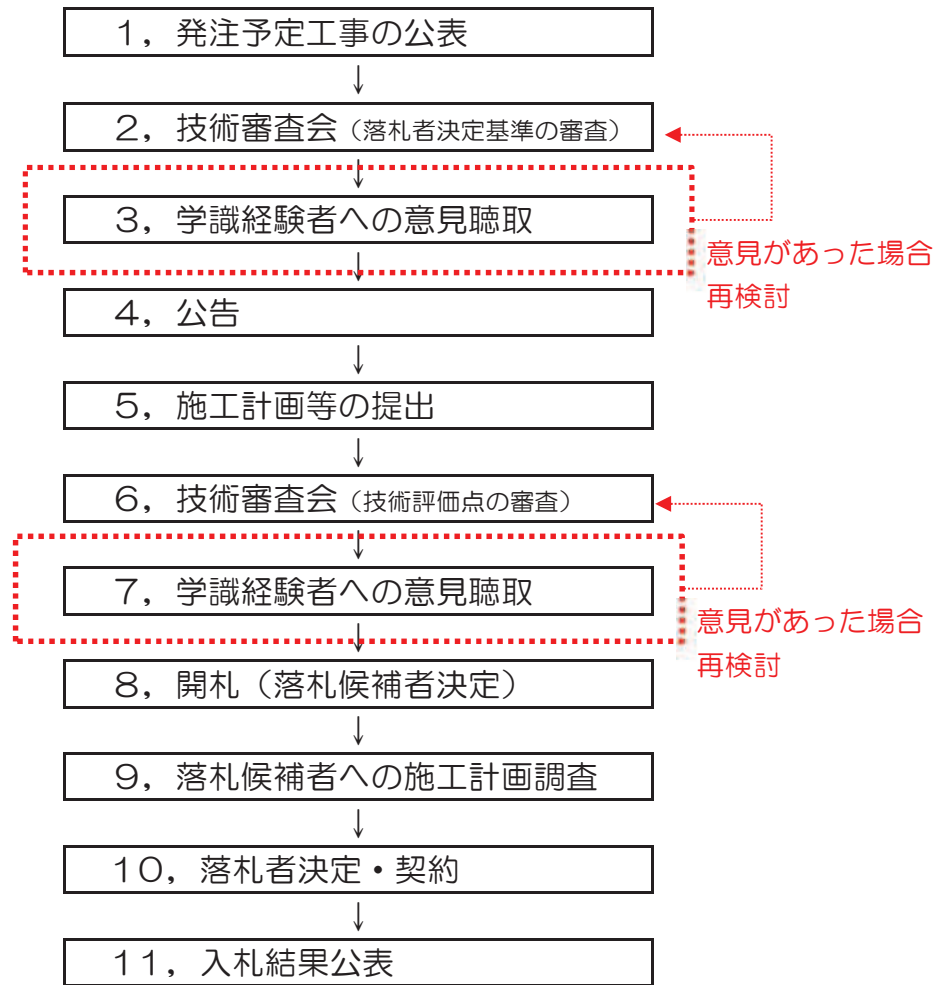
1つのテーマに基づく施工計画を記述した資料に加え、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

※なお、施工計画は、あくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであることから、その品質を上回る提案は必要範囲を超えるものとして、評価しないため留意すること。

(3) 施工能力評価タイプⅣ類及び施工能力評価タイプⅤ類

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

3. 標準的な実施手順



4. 落札者決定基準

(1) 評価項目及び評価細目

本ガイドラインに示されている評価項目及び評価細目（別表参照）を基本とし、当該工事の規模並びに技術的な内容に応じて企業の技術力と企業の信頼性・社会性の評価項目に係る評価細目を設定する。

(2) 評価基準及び配点

本ガイドラインに示されている評価基準及び配点（別表参照）を基本とし、当該工事の実情に応じて設定する。

別表

評価項目及び評価基準一覧表

区分	項目	細目	配点	点数	評価基準	I類	II類	III類	IV類	V類
企業の技術力	施工計画 ^{※1}	テーマ1:	8~0	8	適切であり工夫が見られ、全体的に優れる	○	○	-	-	-
				6	適切であり工夫が見られ、優れる					
				4	適切であり工夫が見られ、良好である					
				2	適切であり工夫が見られる計画がある					
				0	適切である					
		テーマ2:	8~0	8	適切であり工夫が見られ、全体的に優れる	○	-	-	-	-
				6	適切であり工夫が見られ、優れる					
				4	適切であり工夫が見られ、良好である					
				2	適切であり工夫が見られる計画がある					
	0			適切である						
	テーマ:	4~0	4	適切であり工夫が見られ、全体的に優れる	-	-	○	-	-	
			2	適切であり工夫が見られ、良好である						
	企業の施工能力	過去〇〇年間 ^{※2} の同種工事 ^{※3} の施工実績 ^{※4}	2~0	2	国等 ^{※20} 、都道府県等 ^{※21} または船橋市発注工事の実績あり	○	○	○	○	○
				1	船橋市を除く市町村等 ^{※22} 発注工事の実績あり					
		船橋市発注工事の過去3カ年度間 ^{※5} の「業種：○」 ^{※6} での工事成績評定平均点 ^{※7}	4~-2	4	73点以上	△ [※]	△ [※]	○	△ [※]	○
				3	71点以上73点未満					
				2	69点以上71点未満					
				1	67点以上69点未満					
				0	65点以上67点未満または実績なし					
				-1	60点以上65点未満					
				-2	60点未満					
		過去2カ年度間 ^{※8} の船橋市優良建設業者の表彰	1~0	1	表彰あり	△	△	○	△	○
		0	表彰なし							
		船橋市における不誠実な行為等	0~-4	指名停止月数×-1 (最大-4)	0	なし	○	○	○	○
	過去2年間 ^{※23} に指名停止処分 ^{※24} あり									
ISO認証 ^{※9}	1~0	1	ISO9001の取得あり	○	○	○	○	○		
		0	ISO9001の取得なし							
配置予定技術者の能力	技術者資格	2~0	2	〇〇の資格あり	△	△	△	△	△	
			0	その他						
	過去〇〇年間 ^{※2} の同種工事 ^{※3} の施工経験 ^{※10・※29}	2~0	2	国等 ^{※20} 、都道府県等 ^{※21} または船橋市発注工事の経験あり	○	○	○	○	○	
			1	船橋市を除く市町村等 ^{※22} 発注工事の経験あり						
			0	その他						
	船橋市発注工事の過去4カ年度間 ^{※11} の「業種：○」 ^{※6} での工事成績評定点 ^{※12・※29}	1~0	1	73点以上の実績あり	△	△	○	△	○	
			0	73点以上の実績なし						
	過去4カ年度間 ^{※11} の船橋市優秀現場技術者の表彰	1~0	1	表彰あり	△	△	○	△	○	
			0	表彰なし						
	過去1カ年度間 ^{※13} の継続教育(CPD)の取組	1~0	1	取得あり ^{※25}	○	○	○	○	○	
0			取得なし							
若手技術者 ^{※14} の配置	1~0	1	配置する ^{※26}	○	○	○	○	○		
		0	配置しない							
女性技術者 ^{※15} の配置	1~0	1	配置する ^{※26}	○	○	○	○	○		
		0	配置しない							
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去5年間 ^{※16} の船橋市内での公共工事施工実績 ^{※17}	1	実績あり	○	○	-	○	-	
			0	実績なし						
	地域貢献度	災害時応援協定 ^{※18} の締結	1~0	1	締結あり ^{※27}	○	○	○	○	○
				0	締結なし					
	労働者賃金	公共工事設計労務単価の確保	1~0	1	認定あり ^{※28}	○	○	○	○	○
				0	認定なし					
			1	確保する	○	○	○	○	○	
			0	確保しない						

※3 本工事の同種工事は下記の工事とする
同種工事：〇〇

凡例
○：必須で設定する
△：工事毎に選択する
※：共同企業体の場合の配点は、別途定めることができる
—：設定しない

37	29	24	21	20
5	5	5	5	5
28	20	22	12	18

注記)

- ※1 「施工計画」は、以下のとおり設定する。
 - ・施工計画評価タイプⅠ類では、テーマを2つ設定する。
 - ・施工計画評価タイプⅡ類及び施工計画評価タイプⅢ類では、テーマを1つ設定する。
- ※2 「過去〇〇年間」とは、当該工事を入札公告する前年度から過去〇〇年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。なお、「〇〇」は原則、入札参加資格の「入札参加者に必要な資格等」の「施工実績」で求める年数と同じ年数とし、「入札参加者に必要な施工実績」を求めない工事においては10年を基本とする。
- ※3 「同種工事」は、入札参加資格の「入札参加者に必要な資格等」で求める「施工実績」及び当該工事における主たる工種等を考慮して工事ごとに設定し、評価項目及び評価基準一覧表の欄外に記載する。
- ※4 「施工実績」とは、過去〇〇年間に完成し引渡しが済んだ元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での工事の実績とする。
- ※5 「過去3カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去3カ年度とする。
- ※6 「業種：〇〇」の「〇〇」は、入札参加資格の「入札参加者に必要な資格等」の「業種等」で求める業種（建設工事の種類）と同じ業種とする。
- ※7 「工事成績評定平均点」とは、過去3カ年度間に完成し引渡しが済んだ請負代金額1千万円以上の元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での工事の平均点とする。
- ※8 「過去2カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去2カ年度とする。
- ※9 「ISO認証」は、本市の入札参加資格審査申請に際し受任者をたてた場合、入札公告日現在で当該受任者が取得していることが必要である。
- ※10 「施工経験」とは、過去〇〇年間に完成し引渡しが済んだ元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）での工事で、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人として従事した経験とする。また、当該工事で技術者の途中交代があった場合は、従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（余裕期間制度を用いた工事の場合は、配置を要しない期間を除く。）ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者の経験を評価する。
- ※11 「過去4カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去4カ年度とする。
- ※12 「工事成績評定点」とは、過去4カ年度間に完成し引渡しが済んだ請負代金額1千万円以上の工事（共同企業体の場合は出資比率が20%以上）のうち、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人として従事した工事を対象とする。また、当該工事で技術者の途中交代があった場合は、従事期間が最も長い技術者のみを評価する。（余裕期間制度を用いた工事の場合は、配置を要しない期間を除く。）ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者が従事した工事を評価する。
- ※13 「過去1カ年度間」とは、入札公告日の属する年度を除く、直近過去1カ年度とする。
- ※14 「若手技術者」とは、開札日現在で満40歳未満であり、かつ3カ月以上の恒常的雇用関係にある者をいう。

- ※15 「女性技術者」とは、開札日現在で3カ月以上の恒常的雇用関係にある者をいう。
- ※16 「過去5年間」とは、当該工事を入札公告する前年度から過去5年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- ※17 「公共工事施工実績」とは、過去5年間に完成し引渡しが済んだ国等^{※20}、都道府県等^{※21}及び市町村等^{※22}が発注した元請での工事の実績とする。
- ※18 「災害時応援協定」とは、船橋市地域防災計画における「災害復旧に関する協定」のことをいう。
- ※19 「災害時の基礎的事業継続力認定」とは、国土交通省関東地方整備局長が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定」のことをいう。
- ※20 「国等」とは、国土交通省や他省庁、特殊法人等（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）」第1条に規定する法人）及び地方共同法人日本下水道事業団とする。
- ※21 「都道府県等」とは、都道府県及び政令指定都市とする。
- ※22 「市町村等」とは、市町村、特別区及び船橋市が属する一部事務組合とする。
- ※23 「過去2年間」とは、当該工事を入札公告する前年度から過去2年間に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間とする。
- ※24 「指名停止処分」は、過去2年間に指名停止処分を受けた期間が一部でも含まれていれば「あり」とする。なお、対象となる指名停止措置が複数ある場合は、当該指名停止期間を累積して、評価点を算出する。（1カ月に満たない場合は、切り上げとする。）
- ※25 「取得あり」とは、建設系CPD協議会加盟団体のうちいずれかの団体、又は建築CPD情報提供制度の推奨単位数の取得があることをいう。
- ※26 「配置する」とは、監理技術者もしくは主任技術者又は現場代理人のいずれかとして工事の全期間にわたり配置することをいう。ただし、「若手技術者」と「女性技術者」で別の者を現場代理人として2名配置とした場合は、1名分のみを評価する。
- ※27 「締結あり」とは、入札公告日現在で協定を締結又は協定を締結している組合等に加盟していることをいう。
- ※28 「認定あり」とは、入札公告日現在で認定を受けていることをいう。
- ※29 評価対象期間中に、産前・産後・育児・介護の各休業により休業した場合は、休業期間相当分として下表に示す期間を加えた期間で評価する。なお、評価対象期間中に複数の休業があった場合は合算する。

休業期間	評価対象期間に加える期間
1年未満	1年
1年以上	2年

5. 施工計画等の提出

(1) 施工計画等の提出先

ちば電子調達システムにより提出する。

(2) 資料のまとめ方

- 1) 各様式は、船橋市ホームページより公告時日点で最新の様式をダウンロードして作成する。
- 2) 提出ファイル作成方法は公告にて定める。

6. 施工計画等の審査

(1) 記載事項の確認

入札参加者から提出された各評価細目の様式に記載された事項について各種データ等により確認して評価する。

(2) 審査基準

- 1) 以下に示す①～⑤のいずれか1つに該当する場合は、失格評価と判断する。
 - ①施工計画において、必要な様式を提出しない場合
 - ②施工計画において、未記入の場合
 - ③施工計画において、法令違反の記載がある場合
 - ④施工計画において、不誠実が明確である場合
 - ⑤施工計画において、その内容が他企業の写しであることが認められた場合。

- 2) 以下に該当する場合は、評価点を評価基準の最低点とする。
 - ①各様式において、記載がなく意思表示が不明瞭な場合
 - ②施工計画以外について、添付資料がなく評価できない場合
 - ③施工計画以外について、公告に示された必要な様式を提出しない場合

- 3) 施工計画について以下のいずれか1つに該当する場合は、評価点を評価基準の最低点とする。
 - ①36行を超過した場合
 - ②本文の文字サイズを10.5pt未満とした場合
 - ③文字間隔、行間隔を変更した場合
 - ④挿入する写真または図表の中に本文を記入して意図的に文字数を増やした場合

- 4) 配置予定技術者に関する各評価細目（「技術者資格」「過去〇〇年間の同種工事の施工経験」「船橋市発注工事の過去4カ年度間の「業種：〇〇」での工事成績評定点」「過去4カ年度間の船橋市優秀現場技術者の表彰」「過去1カ年度間の継続教育（CPD）の取組」）の様式が複数人分提出された場合は、配置予定技術者ごとの各評価細目の合計が最低の者の点数を当該企業の得点とする。（入札時に技術者を特定できず複数名で提出した場合などは、この方法により評価する。）ただし、工場製作を含む工事において工場製作期間と現地据付期間で配置技術者を分けて従事した場合は、現地据付期間の技術者の経験を評価する。

(3) 提出様式及び添付資料について

- 1) 提出様式及び添付資料については、公告に記載する。
- 2) 特定建設工事共同企業体に発注する工事における提出様式及び資料は「8. 評価方法 (6) 特定建設工事共同企業体の場合の取扱」を参照すること。
- 3) 提出様式及び資料作成時の注意点については、公告や各様式に記載の注記を参照すること。

(4) 施工計画等提出後の変更

施工計画等の提出後における内容の変更は、認めない。

(5) 技術審査会及び技術審査会分科会による審査

忒意性を排除し、中立かつ公正な審査を行うため、企業名や作成者名等が特定できないよう、マスキング（A社、B社、C社・・・）を行う。

7. 学識経験者への意見聴取

中立かつ公正な審査及び評価等を行うため、学識経験者への意見聴取を行う。

(1) 落札者決定基準についての意見聴取

落札者決定基準（評価項目、評価細目、評価基準など）について学識経験者の意見を聴取する。

(2) 施工計画等審査結果についての意見聴取

落札者の決定（技術評価点の決定）にあたっては、落札者決定基準についての意見聴取の際に改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識経験者の意見を聴取する。

8. 評価方法

(1) 評価値の算出方法

除算方式で算出する。

(2) 評価値の計算

技術評価点を入札金額で除して算出する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times 1,000,000$$

(3) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、標準点に加算点を加えて算出する。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点}$$

(4) 加算点の算出方法

施工計画等に係る評価の得点の合計を、施工計画等に係る評価の満点で除したものに、当該工事の加算点の満点を乗じて算出する。なお、小数点第4位以下を切り捨てる。

$$\text{加算点} = \text{評価の得点の合計} / \text{評価の満点} \times \text{加算点の満点}$$

(5) 加算点の満点

各タイプの加算点の満点は下表のとおりとする。

タイプ名称	加算点の満点
施工計画評価タイプⅠ類	30点
施工計画評価タイプⅡ類	20点
施工計画評価タイプⅢ類	20点
施工能力評価タイプⅣ類	10点
施工能力評価タイプⅤ類	10点

(6) 特定建設工事共同企業体の場合の取扱

特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）に発注する工事の場合、下表のように取り扱うものとする。

区分	項目	細目	作成・提出方法	評価方法		
企業 の 技 術 力	施工計画	テーマ	JVとして作成し提出する	JVの評価とする		
	企業の施工能力	過去〇〇年間の同種工事の施工実績	構成員ごとに作成し提出する	構成員ごとに評価して出資比率で按分計算し、JVとする		
		船橋市発注工事の過去3カ年度間の「業種：〇〇」での工事成績評価平均点				
		過去2カ年度間の船橋市優良建設業者の表彰				
		船橋市における不誠実な行為等				
		ISO認証				
	配置予定技術者の能力	技術者資格				
		過去〇〇年間の同種工事の施工経験				
		船橋市発注工事の過去4カ年度間の「業種：〇〇」での工事成績評価点				
		過去4カ年度間の船橋市優秀現場技術者の表彰				
		過去1カ年度間の継続教育（CPD）の取組				
		若手技術者の配置				
		女性技術者の配置				
	企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通度			過去5年間の船橋市内での公共工事施工実績	JVとして作成し提出する
地域貢献度		災害時応援協定の締結				
		災害時の基礎的事業継続力認定				
労働者賃金	公共工事設計労務単価の確保					

(7) 落札候補者の決定

次の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

- 1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内にあること。
- 2) 技術的要件を全て満たしていること。
- 3) 低入札価格調査実施要領に規定する価格を下回っているときに行う低入札価格調査等において、契約の内容に適した履行がされると認められたこと。

(8) 評価値の計算例

評価値の計算例を下表に示す。

落札候補者決定サンプル < 施工計画評価タイプI 類 >

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	船橋市〇〇〇番〇〇〇地先
予定価格	200,000,000円(税抜き)
業種	土木一式工事

加算点	30点
標準点	100点
技術評価点	130点

区分	項目	細目	配点	満点(37点)	A社	B社	C社	D社
企業の技術力	施工計画	テーマ1	8~0	16	4	4	4	8
		テーマ2	8~0		0	4	8	0
	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	2~0	8	2	1	2	1
		船橋市発注工事の過去3カ年度間の「業種：土木一式工事」での工事成績評定平均点	4~-2		0	1	2	3
		過去2カ年度間の船橋市優良建設業者の表彰	1~0		1	0	0	0
		船橋市における不誠実な行為等	0~-4		-4	0	0	0
		ISO認証	1~0		1	1	1	1
	配置予定技術者の能力	技術者資格	2~0	9	2	2	2	0
		過去10年間の同種工事の施工経験	2~0		1	2	2	1
		船橋市発注工事の過去4カ年度間の「業種：土木一式工事」での工事成績評定点	1~0		1	0	0	0
		過去4カ年度間の船橋市優秀現場技術者の表彰	1~0		1	0	0	0
		過去1カ年度間の継続教育(CPD)の取組	1~0		0	1	1	0
		若手技術者の配置	1~0		0	0	1	0
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去5年間の船橋市内での公共工事施工実績	1~0	4	1	0	1
災害時応援協定の締結			1~0	1		0	0	0
地域貢献度		災害時の基礎的事業継続力認定	1~0	0		1	1	1
		労働者賃金	公共工事設計労務単価の確保	1~0		1	1	1
小計				12		18	26	17
加算点				9.729	14.594	21.081	13.783	
標準点				100	100	100	100	
技術評価点				109.729	114.594	121.081	113.783	
入札金額				179,000,000	200,000,000	185,000,000	179,000,000	
評価値				0.6130	0.5730	0.6545	0.6357	
順位				3	4	1	2	

★

- ※ 加算点 (小計/満点(37)) × 加算点(30)
- ※ 標準点 一律100点
- ※ 技術評価点 加算点+標準点
- ※ 評価値 (技術評価点/入札金額) × 1,000,000

9. 落札候補者への施工計画調査

(1) 施工計画調査の手順

- 1) 落札候補者となった者が入札時に提出した施工計画について、履行の適否を判断するための調査を行う。
- 2) 調査は、施工計画の内容について、履行すべき事項とするか否かを判断するため、施工計画の内容に関する事項について実施する。
- 3) 落札候補者となった者が調査に応じない等不誠実な行為があった時は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- 4) 調査において履行すべきと判断した事項は、「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」としてとりまとめる。「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」は、設計図書に含むものとする。
- 5) 落札候補者の出席者は配置予定技術者（特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員の配置予定技術者も含む）及び施工計画立案者とする。

(2) 施工計画調査の日時

- 1) 第1回施工計画調査の日時は、公告に記載の日時とする。原則、開札日の翌日とし、必要に応じて複数回実施する。
- 2) 施工計画調査の会場は、原則、船橋市役所本庁舎とする。

10. 契約後の措置

- (1) 受注者は、「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」を考慮して施工計画書を作成する。
- (2) 受注者は、「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」の内容について、その履行状況を証明するため、工事写真等を整理し施工計画履行報告書（第31号様式）を作成する。また、必要に応じて監督職員の立会い確認を受ける。
- (3) 現場条件等により、「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」の内容の履行が困難な場合は、直ちに監督職員と協議する。
- (4) 受注者は、工事完成に伴い施工計画履行報告書（第31号様式）を監督職員に提出する。また、施工計画履行報告書に工事写真集（総合評価型用）等を添付する。工事写真集のまとめ方等は監督職員の指示に従うこと。
- (5) 受注者は、入札時に公共工事設計労務単価の確保について「確保する」とした場合には、工事完成時に労働者賃金履行報告書（第32号様式）、労働者賃金確認表（総括表）（第33号様式）、労働者賃金確認表（職種別一覧表）（第34号様式）及び賃金支払状況報告書（第35号様式）を提出する。また、労働基準法第108条で規定される賃金台帳の写しを添付する。なお、確保すべき公共工事設計労務単価は、契約時の公共工事設計労務単価ではなく、従事する期間における公共工事設計労務単価とし、公共工事設計労務単価を補正している場合は、補正後の単価を確保する必要がある。

11. その他

(1) 評価内容の担保

評価項目の「配置予定技術者の能力」及び「労働者賃金」並びに「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」について、受注者の責により履行（満足）できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の【総合評価型】による減点として、工事成績評定点を5点減ずる。なお、履行しない状況が悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

(2) 配置技術者等の変更

配置技術者、若手技術者及び女性技術者の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない理由により変更しなければならない場合は、交代前後で技術者に係る点数の合計点が減少しない者を配置しなければならない。また、発注者の承認が必要である。再評価の基準日は、配置技術者に変更となった時点とする。

ただし、本人の妊娠・出産により変更せざるを得なく発注者の承認を得た場合は、再評価を行わない。

(3) 公告と結果の公表

1) 公告

手続の透明性及び公平性を確保するため、評価項目、評価細目、評価基準及び配点等の落札者決定基準を公告に明示する。

2) 結果の公表

落札者決定後は、速やかに以下の事項をちば電子調達システムにて公表する。

- ①落札業者名
- ②各入札参加者の技術評価点
- ③各入札参加者の入札金額
- ④各入札参加者の評価値
- ⑤評価調書

(4) 説明請求

入札参加者は技術評価点に対し、説明請求をすることができる。

問合せ先事務局：都市計画部技術管理課 E-mail: kanri@city.funabashi.lg.jp

(5) 施工計画の取扱いについて

- 1) 受注者が提案した施工計画については、設計変更等の対象としない。
- 2) 工事成績評定において、「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」の履行は、加點評価としない。
- 3) 審査の透明性及び公平性を説明するため、施工計画の内容の一部を公表する場合がある。

第31号様式

令和 年 月 日

船橋市長 あて

受注者名

船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する施工計画の履行について（報告）

船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する施工計画の履行について、下記のとおり報告します。

記

1 工事名

○○○○○○○○工事

2 履行状況

3 添付資料

工事写真集【総合評価型】

第32号様式

令和 年 月 日

船橋市長 あて

受注者名

船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する労働者賃金の履行について（報告）

船橋市一般競争入札【総合評価型】に関する労働者賃金の履行について、下記のとおり報告します。

記

1 工事名

○○○○○○○○工事

2 履行状況

3 添付資料

労働者賃金確認表（総括表）（第33号様式）

労働者賃金確認表（職種別一覧表）（第34号様式）

賃金支払状況報告書（第35号様式）

労働基準法第108条に規定する賃金台帳の写し

第 3 3 号様式

労働者賃金確認表（総括表）

職種名	
従事人数	
従事期間計（= A）	
基本給等総支払額計（= B）	
平均日額（B / A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（= A）	
基本給等総支払額計（= B）	
平均日額（B / A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（= A）	
基本給等総支払額計（= B）	
平均日額（B / A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（= A）	
基本給等総支払額計（= B）	
平均日額（B / A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

第34号様式

労働者賃金確認表（職種別一覧表）

職種名：_____

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

労働者賃金確認表（総括表）

職種名	特殊作業員
従事人数	4人
従事期間計（＝A）	225日
基本給等総支払額計（＝B）	3,150,000円
平均日額（B/A）	14,000円
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	(H21, 8, 1～H22, 1, 25) 13,800円
平均日額	> 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（＝A）	
基本給等総支払額計（＝B）	
平均日額（B/A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（＝A）	
基本給等総支払額計（＝B）	
平均日額（B/A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

職種名	
従事人数	
従事期間計（＝A）	
基本給等総支払額計（＝B）	
平均日額（B/A）	
従事期間中の公共工事設計労務単価平均額	
平均日額	> or < 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額

労働者賃金確認表（職種別一覧表）

職種名： 特殊作業員

氏名	船橋太郎
会社名	船橋建設工業(株)
従事期間	75日 (H21, 10, 1~H22, 1, 25)
基本給等総支払額	1,000,000円

氏名	〇〇〇〇
会社名	△△建設(株)
従事期間	100日 (H21, 8, 1~H22, 1, 25)
基本給等総支払額	1,500,000円

氏名	××××
会社名	□□工業(株)
従事期間	10日 (H22, 1, 5~H22, 1, 23)
基本給等総支払額	150,000円

氏名	□□□□
会社名	◇◇興業(株)
従事期間	40日 (H21, 9, 10~H21, 12, 20)
基本給等総支払額	500,000円

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

氏名	
会社名	
従事期間	
基本給等総支払額	

労働基準法第108条に規定する賃金台帳（参考）

様式第20号（第55条関係）

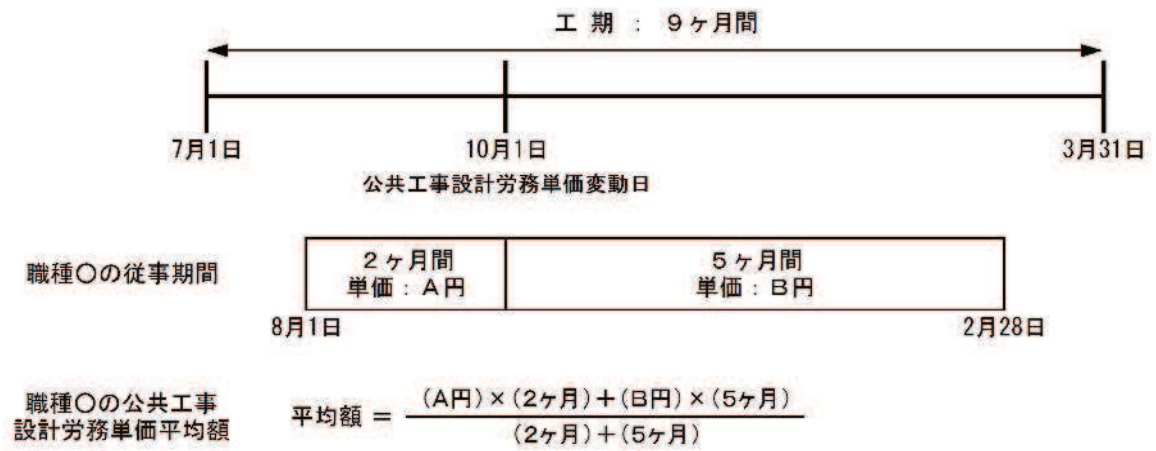
氏 名		性 別		賃 金 台 帳（常時使用される労働者に対するもの）													
賃金計算期間	労働日数	労働時間数	休日労働時間数	早出残業時間数	深夜労働時間数	基本賃金	賃金所定時間外割増	手 当			小計	臨時の給与	賞与	合計	控 除 金		実物給与

記載心得
 一 氏名は当該事業場で使用する労働者番号をもって代えることができる。
 二 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
 三 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された実物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

この写しは原本と相違ないことを証明し、事実であることを制誓約します。

住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名

《参考》 従事期間中の公共工事設計労務単価平均額の考え方



平均額の算出例 A= 15,800円 B= 17,300円 の場合

$$\text{平均額} = \frac{15,800 \times 2 + 17,300 \times 5}{2 + 5} = \frac{118,100}{7} = 16,871 \text{円}$$

(少数点以下切り捨て)

※ 公共工事設計労務単価を確保するとした場合は、職種ごとに、基本給相当額に加えて基準内手当、賞与等を含めた支給額の平均日額が、上記で算出した額を上回っていることが必要となる。